

マイナンバー制度が開始されました

あけましておめでとうございます。

今年は日本経済にとってデフレから脱却し成長軌道に乗れるかの正念場となりそうです。景気回復が実感できる年になりますことと皆様にとって実り多き輝ける 1 年になりますことを願っております。本年もどうぞよろしく願いいたします。

平成 28 年 1 月からマイナンバーの運用が開始されました。今回はマイナンバー通知カードについてよくある質問を記載しています。

Q 紛失した場合・焼失した場合等の再発行の手続きは？

A 外で紛失した時は警察に届出て受理番号を控え、焼失した場合は消防署または市役所で発行する罹災証明書等、家での紛失は紛失経緯記載書類、それぞれの書類と本人確認書類を持参し住民票のある市区町村で再発行手続きします。

Q 通知カード以外で自分の個人番号を知る方法は？

A 個人番号が記入された住民票の写しを取れば確認できます。

Q 通知カードがまだ届かない場合は？

A 市区町村に問い合わせした後、本人確認書類を持参して役所の窓口で受け取ります。

Q 個人番号は変更できる？

A 第三者に見られるなどして、不正に利用される恐れのあるときは、市区町村に申し出れば変更できます。

Q 通知カードを受領した後、住所変更や氏名変更があったら？

A 必ず市区町村の窓口へ提出して変更事項を記載してもらってください。

Q 平成 27 年 10 月以降に誕生した子供はマイナンバー申請が必要か？

A 出生届を提出し住民票が登録された時点でマイナンバーも作成されますので、改めての申請は必要ありません。

Q 制度に便乗した電話や訪問等から身を守るにはどうすればよいか？

A マイナンバーに関する手続きで、国や自治体が口座番号などの個人情報をきくことはありません。怪しいと思ったらきっぱり断りましょう。情報流出や成り済ましの被害を防ぐためにも、通知カードは厳重に扱い、決められた手続きをする以外には、むやみに他人に見せたり番号を伝えたりするのはやめましょう。